【別表】 2018年4月1日改訂版

# 1. 利用料金

# (1)利用料

①通所介護 (デイサービス) 通常規模型事業所

介護度	滞在時間	利用料(介護保険適用外)	一割負担	
			二割負担	
要介護1	3~4時間	3,945円/日	395円/日	
			789円/日	
	4~5時間	4, 142円/日	415円/日	
			829円/日	
	5~6時間	6,082円/日	609円/日	
			1,217円/日	
	6~7時間	6,234円/日	624円/日	
			1,247円/日	
	7~8時間	7,030円/日	703円/日	
			1,406円/日	
	8~9時間	7, 150円/日	715円/日	
			1,430円/日	
要介護2	3~4時間	4,523円/日	453円/日	
			905円/日	
	4~5時間	4,752円/日	476円/日	
			951円/日	
	5~6時間	7,194円/日	720円/日	
			1,439円/日	
	6~7時間	7,368円/日	737円/日	
			1,474円/日	
	7~8時間	8,294円/日	830円/日	
			1,659円/日	
	8~9時間	8,447円/日	845円/日	
			1,690円/日	
要介護3	3~4時間	5, 123円/日	513円/日	
			1,025円/日	
	4~5時間 5,373円/E	5,373円/日	538円/日	
			1,075円/日	
	5~6時間	8, 294円/日	830円/日	
			1,659円/日	
	6~7時間	8,502円/日	851円/日	

			1,701円/日
	7~8時間	9,624円/日	963円/日
			1,925円/日
	8~9時間	9,788円/日	979円/日
			1,958円/日
要介護4	3~4時間	5,689円/日	569円/日
			1, 138円/日
	4~5時間	5,973円/日	598円/日
			1, 195円/日
	5~6時間	9,406円/日	941円/日
			1,882円/日
	6~7時間	9,635円/日	964円/日
			1,927円/日
	7~8時間	7~8時間 10,932円/日	1,094円/日
			2, 187円/日
	8~9時間	11,128円/日	1, 113円/日
			2,226円/日
要介護5	3~4時間	6,278円/日	628円/日
			1,256円/日
	4~5時間	6,594円/日	660円/日
			1,319円/日
	5~6時間	10,507円/日	1,051円/日
			2, 102円/日
	6~7時間	10,878円/日	1,088円/日
			2,176円/日
	7~8時間	12,251円/日	1,226円/日
			2,451円/日
	8~9時間	12,469円/日	1,247円/日
			2,494円/日

- ※利用者の都合により、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画より短い滞在時間となった場合も、上記の料金となる場合があります。
- ※通所介護サービスを利用していた方の要介護認定結果が「非該当」または「要支援」となった場合は、通所介護サービスの利用は終了となります。ただし、要介護認定等の申請期間中から通所介護サービスを利用された場合は、以下のとおりになります。
- a.要介護認定等の申請期間中から通所介護サービスを利用し、認定の結果が「非該当」となった場合は、介護保険適用外になるため、上表の「利用料(介護保険適用外)」(その際の要介護度は、介護支援専門員が作成した暫定居宅サービス計画に記されたものを適用します)になります。
- b.要介護認定等の申請期間中から通所介護サービスを利用し、認定の結果が「要支援」となった場合は、要介護認定申請日に遡って要支援として取り扱います。介護予防通所事業の利用

#### になります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を支払っていただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を杉並区の窓口に提出すると、差額の払戻しを受けることができます。

#### ②入浴加算

内容	利用料(介護保険適用外)	1割負担額
内台	机角件(八菱体换炮角外)	2割負担額
入浴介助を行った場合	545円/日	55円/日
		109円/日

#### ③中重度者ケア体制加算

内容	利用料(介護保険適用外)	1割負担額
	初内科(月夏休晚週月外)	2割負担額
要介護3以上の利用者を利用者総数の	490円/日	49円/日
30%以上受け入れ、介護職員、看護職員を基準に沿って配置した場合		98円/日

#### ④個別機能訓練加算

الرمون المرادة عالم		
内容	利用料(介護保険適用外)	1割負担額
	和用符(并设体恢复用外)	2割負担額
個別機能訓練加算I	訓練を実施した場合	51円/日
常勤の理学療法士等を配置し、3か月に1回	501円/日	
以上機能訓練指導員等が自宅を訪問し、個別		101円/日
機能訓練計画を作成して機能訓練を適切に		
実施している場合		
個別機能訓練加算Ⅱ	訓練を実施した場合	61円/日
専従の理学療法士等を配置し、3か月に1回	610円/日	
以上機能訓練指導員等が自宅を訪問し、生活		122円/日
機能向上のための個別機能訓練計画を作成		1 2 213/ 0
して機能訓練を適切に実施している場合		

<sup>※</sup>機能訓練指導員等とは、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種

#### ⑤認知症加算

内容		1割負担額
2000年	利用科(八菱体映過用外) 	2割負担額
日常生活に支障を来す恐れのある症状又は	654円/日	66円/日
行動が認められることから介護を必要とす		
る認知症の利用者を利用者総数の20%以		
上受け入れ、必要な研修等を終了した者、介		131円/日
護職員、看護職員を基準に沿って配置した場		
合		

### ⑥若年性認知症利用者受入加算

内容	   利用料(介護保険適用外)	1割負担額
[	利用科(川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2割負担額
若年性認知症の利用者に対して個別の担当	該当する利用者	66円/日

者を選任し、利用者の特性やニーズに応じた	654円/日	131円/日
サービスを提供した場合		

# ⑦口腔機能向上加算

内容	利用料(介護保険適用外)	1 割負担額
		2割負担額
口腔機能が低下している利用者に対して、	1,635円/回	164円/回
口腔機能向上サービスを提供した場合	月に2回まで3か月以内	327円/回

### 8同一建物減算

内容	   利用料(介護保険適用外)	1割負担額
内台	利用科(八菱体映過用外)	2割負担額
同一建物に居住する利用者がサービスを利	-1,024円/日	-103円/日
用した場合		-205円/日

### 9送迎減算

_			
	内容	利用料(介護保険適用外)	1割負担額
		初用科 (川邊体映過用外)	2割負担額
	利用者の居宅と通所介護事業所の間の送迎	片道 一512円/日	片道一52円/日
	を行わない場合		片道-103円/日

### ⑩サービス提供体制強化加算

内态	利用炒(今港尺吃商用炒)	1割負担額
内容	利用料(介護保険適用外)	2割負担額
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	196円/日	20円/日
介護職員のうち50%以上が介護福祉 士の資格取得者である場合		40円/日
サービス提供体制強化加算(I)口 介護職員のうち40%以上が介護福祉	130円/日	1 3円/日
士の資格取得者である場合		26円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	65円/日	7円/日
介護職員のうち30%以上が勤続3年以上 である場合		1 3円/日

### ⑪介護職員処遇改善加算

内容	自己負担額
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数(利用料の総合計)の5.9%/月
介護職員の給与改善を目的とした基準に適 切な措置を講じている場合。	の金額
介護職員処遇改善加算 II 介護職員の給与改善を目的とした基準に適 切な措置を講じている場合。	所定単位数(利用料の総合計)の4.0%/月 の金額

※ここに示した単価は目安です。実際の費用は1か月分の利用料を合算したうえで1円未満の端数を処理します。

### 12食費

昼食代	677円/回
おやつ代	148円/回
合計	825円/回

※外出行事等の際のレストラン等の食事代やお茶代は、各自実費を負担していただきます。

# (2) その他の利用料金

名称	金額	説明
行事・レクリエ ーション参加費	実費相当額	納涼祭や忘年会等、特別な行事に参加される場合は、実費相当額を行事参加費として負担していただきます。
行事食費	実費相当額	敬老の日や忘年会等に提供する行事 食では、通常の食材料費を超える食材 を用いることがあります。 通常の食材料費を超える食事を希望 される場合は、その差額について、そ の実費相当額を行事食費として負担し ていただきます。
外食・外注食費	実費	希望者に対して、外食・外注食を実施します。参加される場合は、外食・外注食費として実費を負担していただきます。
材料費	実費	手工芸、折り紙、絵画、絵手紙、編み物、陶芸、書道、茶道、華道、音楽等のプログラムやクラブ活動に参加されたとき、その材料費相当額を負担していただきます。
理髪・美容サー ビス利用料	実費	定期的に理髪・美容サービスを実施 しています。希望される場合は理髪・ 美容サービス利用料実費として実費を 負担していただきます。
その他の物品等 の実費 (ふれあいの家 のものを使用し た場合の金額)	実費	排泄用品、口腔ケア用品、整容用品、医療品、補助食品等の日用品は、原則として利用者に持参していただきます。ふれあいの家のもの使用した場合は、その他の実費として負担していただきます。
コピー代	(A4, A3)	10円/枚
延長サービス代	60分未満 800円 60分以上90分未満1,600円 以降30分増すごとに、800円 を加算します。	利用者の都合により、予定時間前に 滞在を開始した場合、または予定時間 後に滞在を継続した場合。 ※原則として事業時間内。事業時間外 は、所長が許可した場合のみ利用でき ます。

持ち帰り弁当	1 食あたり	741円	原則、通所サービスを利用する日に
			限ってご利用可能です。食事はお持ち
			帰り後2時間以内に喫食をお願いいた
			します。

#### (3) キャンセル料

『高齢者在宅サービスセンター松ノ木ふれあいの家通所介護サービス(デイサービス)利用契約書』第8条2項にもとづくキャンセル料は、以下のとおりです。

利用日前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
	$\frac{\pi}{4}$
※前日が休業日の場合は、その前日までとなります。	
それ以降にご連絡いただいた場合	825円

#### (4) 軽減制度

介護保険利用者負担額について、当法人による生計困難者に対する利用者負担軽減事業や高額介護サービス費の軽減制度があります。詳しくは、生活相談員にご相談ください。

#### 2. 支払い方法

毎月末締めで、翌月15日までに請求書を送付いたします。請求があった月の25日までにお支払ください。ただし、請求日・支払日が土・日曜日、祝日または休日にあたる場合は、その翌日になります。

(例) 4月1日から4月30日までの利用料は、5月15日までに請求書を発送しますので、5月25日までにお支払いください。

- ※ふれあいの家では、①ゆうちょ銀行からの自動引き落とし、②ゆうちょ銀行への払込をお願い しています。(振込手数料は、ふれあいの家が負担します。)
- ※集金代行システムの利用も可能ですので、ご相談ください。(振込手数料は、利用者負担となります。)